

就学援助 小学校入学準備金の支給について

区では、経済的理由で義務教育の就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学校で必要な費用の一部を助成しています。（就学援助制度）

学用品やランドセルなどの購入を助成する「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」を、入学前の3月に支給しています。

下記の **1 就学援助（小学校入学準備金）の対象となる世帯** に該当される場合はご申請ください。

なお、就学援助制度には所得制限があります。要件に当てはまらない場合は支給対象となりません。

1 就学援助（小学校入学準備金）の対象となる世帯

次の（1）～（4）のすべてに該当する世帯が対象です。

- （1）令和7年4月に小学校入学予定のお子様がいる世帯
- （2）令和7年1月1日時点で千代田区に住民登録のある世帯
- （3）令和5年中の**同一生計**世帯所得が基準未満の世帯（※下記表参照）
- （4）生活保護を受給していない世帯

※生活保護受給世帯については、入学準備金は保護費から支給されます。

◇世帯の所得基準額（所得限度額）の参考例

世帯人数	家族構成例（年齢）	所得基準額（目安）
2人	母（35歳）、子（6歳）	約234万円＋※ ¹
3人	父（35歳）、母（32歳）、子（6歳）	約263万円＋※ ¹
4人	父（38歳）、母（35歳）、子（10歳）、子（6歳）	約318万円＋※ ¹

※¹ 賃貸住宅にお住まいの方を対象に家賃負担がある場合は、年間負担額（上限あり）を所得基準額に上乗せすることができます。（証明書類の提出が必要）

※ 所得基準額は家族構成、年齢などにより異なるため、あくまでも目安の金額です。

※ 所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の金額、もしくは確定申告書の「所得金額合計」欄の金額です。

令和5年中の**同一生計**世帯全員の所得を合算して**判定**します。

2 支給金額

64,300円（小学校新1年生1人につき）

3 申請方法・期限

4 申請書類 を提出先へ持参または郵送によりご提出ください。

申請期限：令和7年1月10日（金）【 必着 】

4 申請書類

(1) 就学援助費申請書（兼同意書） ※同封の用紙

※申請書裏面の記入の仕方をお読みの上、必要事項を記入しご提出下さい。

※令和6年1月1日時点で千代田区にお住まいの方は、マイナンバー記入は必要ありません。詳細は申請書裏面を参照ください。

(2) 月額家賃の証明書（物件所在地、借主、家賃額、契約期間のわかるもの）

※賃貸住宅にお住まいの方が対象です。

5 支給時期

令和7年3月中旬（予定）

6 注意事項

(1) 同一世帯の兄弟が「令和6年度就学援助費」の認定を受けていても、改めて申請が必要です。

(2) 申請に基づき、審査に必要な世帯の所得状況等を調査いたします。未申告や書類不備等があると、審査ができません。

(3) 小学校入学後に学用品費・校外活動費等の就学援助費を受給するためには令和7年4月以降に改めて「令和7年度就学援助費」の申請が必要となります。なお、今回の入学準備金を支給されなかった場合であっても、入学後に「令和7年度就学援助費」の認定を受けた場合は、「新入学学用品費（入学準備金と同額）」を他の費目とあわせて支給します。

(4) 入学準備金の支給を受けた後に区外転出された場合は、転出先の教育委員会に、入学準備金を支給済みである旨を通知いたします。

7 中学校入学準備金

「令和6年度就学援助」の認定を受けている中学校新1年生（現在小学校6年については、支給対象となるため手続きの必要はありません。

8 問合せ先および申請書類提出先

千代田区教育委員会事務局 学務課学務係

〒102-8688 千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区役所4階

電話：03-5211-4284（直通）